◎所得税の確定申告や住民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在、町内に居住している人で、前年中に(平成29年1月1日~平成29年12月31日)に所得があった人のうち、次に該当する人は申告が必要です。所得税の納付や還付が発生する場合は確定申告、それ以外の場合は住民税の申告となります。

- ・営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ・給与所得者や公的年金受給者でその他の収入があった人
- ・社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、地震保険料控除などを受けられる人
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下でかつ、その他の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、住民税の申告が必要です。
- ※自宅などで太陽光発電による電力を電力会社へ売電(全量・余剰どちらも)し、20万円を超える所得が発生した場合は確定申告が必要となります。ただし、給与や公的年金以外の所得額が、売電による所得を含めて年間20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、住民税申告が必要です。
- ◎所得税の確定申告や住民税の申告が必要ない人
 - ・勤務先に「給与支払報告書」を提出している人
 - ・公的年金所得のみで、社会保険料控除や医療費控除などの所得控除の必要のない人
- ・収入がなかった人のうち、町内に住所がある親族の扶養になっている人

◎申告に必要なもの

- (ア) 印鑑
- (イ) 所得の計算に必要な書類
 - ・給与(年金)所得者…源泉徴収票、給与明細書、事業主の支払証明書等
 - ・給与(年金)所得者以外…収入金額と必要経費が分かる帳簿や領収書等
- (ウ) 所得から控除する金額が確認できる書類
 - ・生命保険料、地震保険料、国民年金保険料などの領収書または支払証明書
 - ・寄付金税額控除を受ける場合は、寄付金の領収書
 - ・医療費控除を受ける場合は医療費、医薬品購入費の明細書
- ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける場合は、一定の取り組み(予防接種やがん検診等)を 行ったことを明らかにする書類
- (工) 本人確認書類
 - ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証や健康保険の被保険者証など
- (オ) 本人名義の振込口座がわかるもの(還付申告になる場合のみ)

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968·86·5723 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968·34·3111 (内線750)

建物の解体を行う場合は届出が必要です

住宅などの解体工事を行う場合は建設リサイクル法に基づく届け出を行う必要があります。

届出が必要な行為	届出時期	届出先	
①80㎡以上の建築物の解体			
②500㎡以上の建築物の新築等	工事を行う 1週間前まで	熊本県県北広域本部 土木部景観建築第一課	
③ 1 億円以上の建築物の 修繕・模様替え			
④500万円以上の工作物の工事 (土木工事等)		熊本県県北広域本部 玉名地域振興局土木部 維持管理調整課	



■注意点

- ○解体工事に当たっては、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等毎に分別解体を行う必要があります。
- ○解体工事等を請負うことができるのは、原則として建設業法に基づく建設工事業(建築・土木・とび・土 丁等)又は解体丁事業の登録を受けた事業者となります。
- ○届出を行わず工事を行った場合、20万円以下の罰金を命じられることがあります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723 熊本県県北広域本部土木部景観建築第一課 ☎0968・25・2729 熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課 ☎0968・74・2164

平成30年 (平成29年分) 確定申告・住民税の申告日程表

【受付時間】午前の部:午前9時~11時30分 / 午後の部:午後1時~4時

	本庁 1階ロビー	総合支所 第1・2会議室
2月16日(金) { 2月27日(火)	確定申告(一般) ※2月27日(火)は午後7時まで受付	確定申告(一般) ※2月27日(火)は午後7時まで受付
2月28日 (水)		
3月1日 (木)	中央校区	緑校区
3月2日 (金)		
3月5日 (月)		
3月6日 (火)	南·西校区	春富校区
3月7日 (水)		
3月8日 (木)	東校区	(古田)(X)(C)
3月9日(金)	米权应	
3月11日(日)	予備日	予備日
3月12日 (月)	神尾校区	神尾校区
3月13日 (火)	74年代人	
3月14日 (水)	予備日(最終日) ※午後7時まで受付	予備日(最終日) ※午後7時まで受付
※由生会提の混雑院	止のため 校区で割り振りた行っていますが	期間由けいつでも、中生できます

※申告会場の混雑防止のため、校区で割り振りを行っていますが、期間中はいつでも申告できます。

【注意事項】

- ■申告期間は3月15日(木)までですが、書類整理のため会場での受付は3月14日(水)までとなります。
- ■所得の計算に必要な書類(帳簿や領収書等)は、必ず事前に集計をお願いします。(未集計の場合は 受け付けません。)
- ■申告の内容によっては、玉名税務署での申告をお願いすることがあります。
- ■会場の混み合い次第では、受付開始の時間を早める場合があります。

~玉名税務署でも確定申告会場を開設しています~

- ■開設期間 2月16日(金)~3月15日(木) 午前9時~午後4時 ※土日祝を除く
- ●申告会場 玉名税務署 1階(玉名市岩崎 玉名合同庁舎)

☎0968·72·2125(自動音声案内「OI)

※申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、時間がかかる場合もありますので、 早めの申告にご協力ください。